

# 保育園入園の

# ごあんない

## 平成30年度版

### 申込み・問合せ

受付窓口	各総合支所 区民課 保健福祉係
受付時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の8時30分～17時※
申込方法	受付窓口に提出書類（10～11ページ）をご持参ください（郵送不可）。

※毎週水曜日、区民課保健福祉係は受付時間を延長していますが、保育園入園に関する相談や申請の受付時間は17時までとなります。

入園前後を通じて、担当支所が中心となって相談や連絡を行います。

お住まいの地区	担当支所
芝、三田1～3丁目、海岸1丁目、東新橋、新橋、西新橋、浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕	<b>芝</b> 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒105-8511 港区芝公園 1-5-25 TEL 3578-3161 FAX 3578-3183
麻布狸穴町、麻布永坂町、南麻布、元麻布、西麻布、六本木、麻布台、麻布十番、東麻布	<b>麻布</b> 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒106-8515 港区六本木 5-16-45 TEL 5114-8822 FAX 3583-0892
元赤坂、赤坂、南青山、北青山	<b>赤坂</b> 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒107-8516 港区赤坂 4-18-13 TEL 5413-7276 FAX 3402-8192
三田4・5丁目、高輪、白金、白金台	<b>高輪</b> 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒108-8581 港区高輪 1-16-25 TEL 5421-7085 FAX 5421-7613
芝浦、海岸2・3丁目、港南、台場	<b>芝浦港南</b> 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒105-8516 港区芝浦 1-16-1 TEL 6400-0022 FAX 5445-4590

港区公式ホームページ

<http://www.city.minato.tokyo.jp/>

本冊子には、港区内の認可保育園等に入園するために必要な手続きが記載されています。申込み前に、必ずお読みください。

なお、認証保育所や一時保育など、その他の保育サービスについての概要も掲載しています。

## 平成 29 年度版からの主な変更点

- ◆平成 30 年 4 月入園の申込締切日が早まりました。  
→詳しくは 6 ページへ
- ◆提出書類の様式を一部変更・追加しました。  
→詳しくは 10～11 ページへ
- ◆「港区保育利用調整基準」を一部変更・追加しました。  
→詳しくは 12～15 ページへ
- ◆新設園や定員を変更した保育園があります。  
→詳しくは別紙「区内認可保育園等一覧」へ

## 目次

申込み・問合せ	表紙
I 認可保育園等のご案内	1
1 利用できる施設	1
2 支給認定について	2
3 入園までの流れ	4
4 港区外の保育園の申込み・港区外からの申込み	5
5 申込締切日・内定発表日	6
6 申込みにあたっての注意事項	7
7 障害や疾病があるお子さん・発達に心配があるお子さんの申込み	9
8 提出書類	10
9 港区保育利用調整基準	12
10 入園後の届出・手続等	16
11 保育料	18
12 延長保育・早朝保育	22
13 休日保育	23
14 年末保育	23
15 Q & A	24
II その他の保育サービス	26
認証保育所	26
みなと保育サポート、ベビーホテル	27
ベビーシッター、一時保育	28
病児・病後児保育室	33
育児休業明け入所予約制度のご案内	34
区内認可保育園等一覧	別紙

# I 認可保育園等のご案内

## 1 利用できる施設

保護者が就労や病気などの理由により家庭で保育をできない場合、次の施設を利用できます。

種 別		内 容
施 設	認可保育園	国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士などの職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、都道府県知事に認可されています。 0歳児から5歳児までの養護と教育を一体的に行う施設です。
	認定こども園	幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持った施設です。
	港区保育室	待機児童解消のため、港区が設置する保育室です。 独自施設のため認可は受けませんが、入園は認可保育園の利用調整基準を適用して決定するとともに、保育料、保育内容も認可保育園と同様です。
地域型保育事業	小規模保育事業 事業所内保育事業 家庭的保育事業	0歳児から2歳児までの児童を対象に、就労などにより家庭での保育ができない保護者に代わって保育を行います。
	居宅訪問型 保育事業	以下の児童に対して、保護者の居宅において保育者による1対1の保育を行います。 ・待機児童向け居宅訪問型保育事業（ポピンスナニーサービス） 保育の必要性があり、2園以上希望したが、認可保育園等に入園することができなかった0歳児から2歳児までの児童 ・障害児訪問保育アニー 保育の必要性があり、障害、疾病等の理由により医療的ケア等が必要であり、集団保育が著しく困難であると認められる1歳児から5歳児までの児童 ※詳しくは担当支所にお問い合わせください

※施設の所在地や定員、休園日等については別紙「港区内認可保育園等一覧」をご覧ください。

※平成29年10月30日現在、港区では家庭的保育事業を実施していません。

### <平成30年度クラス年齢表>

平成30年4月1日現在の年齢で、利用する施設のクラスが決まります。

ク ラ ス	生 年 月 日	(西 曆)
0歳児クラス	平成29年4月2日～	2017年4月2日～
1歳児クラス	平成28年4月2日～平成29年4月1日	2016年4月2日～2017年4月1日
2歳児クラス	平成27年4月2日～平成28年4月1日	2015年4月2日～2016年4月1日
3歳児クラス	平成26年4月2日～平成27年4月1日	2014年4月2日～2015年4月1日
4歳児クラス	平成25年4月2日～平成26年4月1日	2013年4月2日～2014年4月1日
5歳児クラス	平成24年4月2日～平成25年4月1日	2012年4月2日～2013年4月1日

例) 平成29年4月6日生まれのお子さんは、1歳の誕生日を迎えても0歳児クラスです。

## 2 支給認定について

認可保育園等を利用する場合、保護者の状況により保育が必要かどうかの認定（2号認定、3号認定）を受ける必要があります。

認定には「認定区分」「保育が必要な事由」「保育必要量」「認定期間」のそれぞれの項目があり、お子さん1人につき1枚「子どものための教育・保育給付支給認定証」（以下「支給認定証」という。）が交付されます。

### (1) 認定区分

お子さんの「年齢」「利用する施設」によって認定区分が異なります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で就学前の子ども	幼稚園 <sup>※1</sup> ・認定こども園 <sup>※2</sup>
2号認定 (満3歳以上保育認定)	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園 港区保育室
3号認定 (満3歳未満保育認定)	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより家庭での保育が困難な子ども	小規模保育事業 事業所内保育事業 居宅訪問型保育事業

※1 幼稚園については、港区教育委員会事務局学務課までお問い合わせください。 TEL3578-2779

※2 芝浦アイランドこども園では4・5歳児クラスが対象です。

3号認定（満3歳未満）から2号認定（満3歳以上）への切り替えにつきましては、3歳の誕生日までに港区から認定変更通知とともに新しい支給認定証を送付します。

### (2) 保育が必要な事由

認定（2号認定、3号認定）を受けるには、保護者のいずれもが下記のいずれかに該当する必要があります。

- ① 就労……………月48時間以上の就労を常態としている場合
- ② 出産……………妊娠中または出産後間がなく保育が困難な場合
- ③ 疾病……………疾病、負傷により保育が困難な場合
- ④ 障害……………心身に障害があり保育が困難な場合
- ⑤ 介護・看護……………疾病または心身に障害を有する同居の親族を常時介護・看護している場合
- ⑥ 求職……………求職活動をしている場合
- ⑦ 就学……………週4日以上かつ1日4時間以上の就学を常態としている場合
- ⑧ 災害復旧……………災害の復旧にあっているため、保育が困難な場合
- ⑨ 育児休業……………育児休業取得時に認可保育園等に在園している子どもがおり、育児休業中も引き続き保育が必要な場合（在園中の保護者のみ）
- ⑩ その他……………児童福祉の観点から社会的養護が必要な場合など、明らかに保育が必要と認められる場合

※「集団生活を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」という理由は保育が必要な事由には該当しません。

### (3) 保育必要量・認定期間・在園できる期間

保育必要量・認定期間は、保育が必要な事由に応じて認定します。保育必要量は「標準時間」と「短時間」があり、下記の表内で「標準時間」「短時間」のどちらにも○がついている場合には、勤務時間等により、どちらかの時間を認定します。

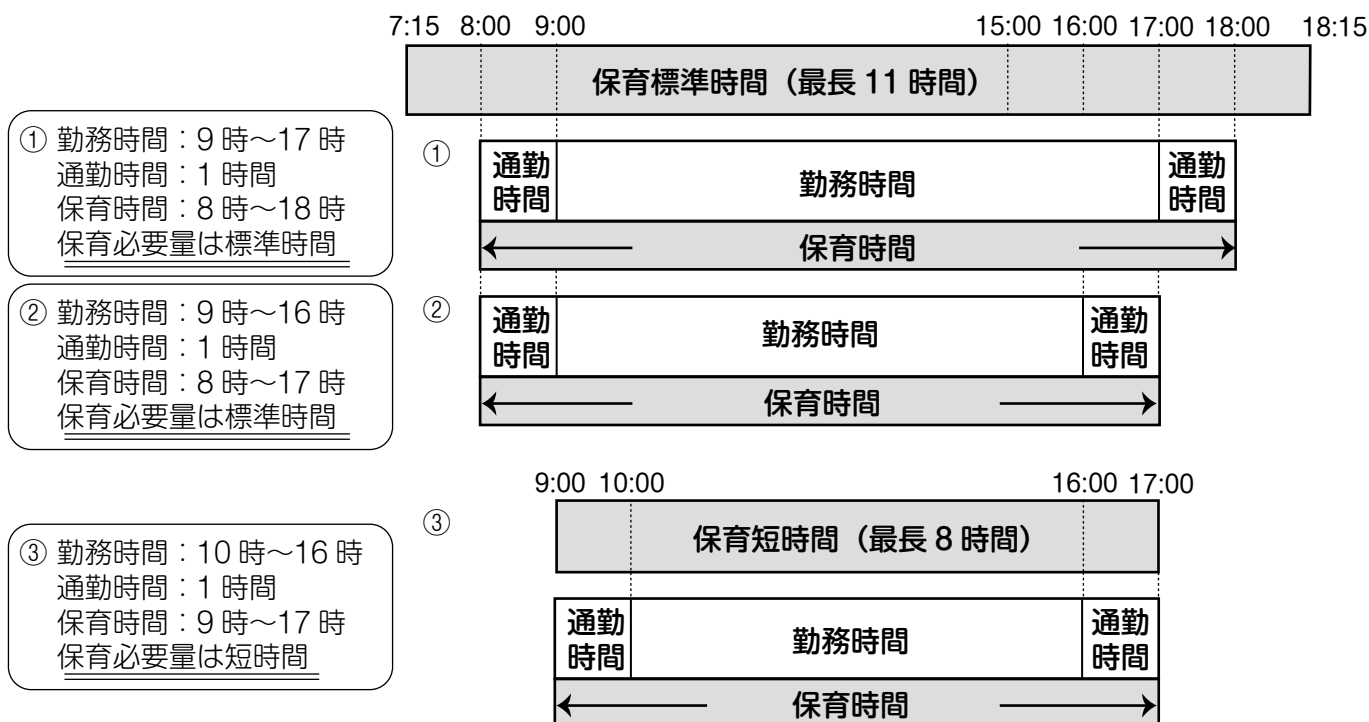
ただし、認定期間と在園できる期間は異なる場合があります。

保育が必要な事由	保育必要量		認定期間	在園できる期間
	標準時間	短時間		
就 労	○	○	小学校就学前まで（失職した場合は「求職」に同じ）	
出 産	○	○	出産予定月の2か月前から、出産日から57日目の属する月末まで	
疾病・障害 介護・看護 災害復旧 その他	○	○	必要がなくなるまでの期間	
求 職	×	○	3か月間 （ただし、3か月以内に就労した場合は「就労」に認定変更）	入園した月から3か月間 （ただし、3か月以内に就労した場合は「就労」に認定変更）
就 学	○	○	学校の卒業（修了）まで	
育児休業 （在園児のみ）	×	○	育児休業対象児童が1歳6か月になる月の属する年度末まで	

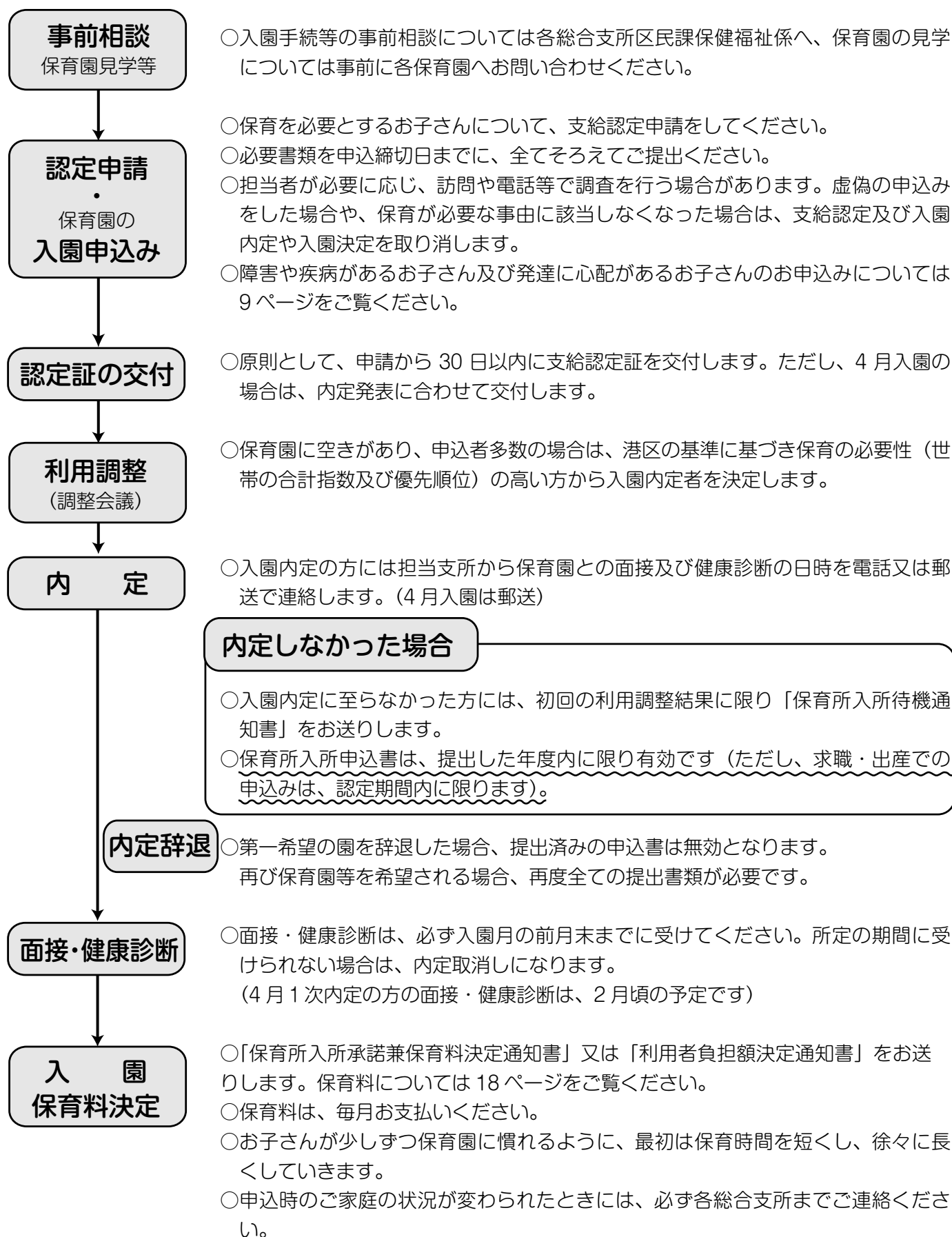
### (4) 保育時間

「標準時間」は7時15分から18時15分の間で最長11時間、「短時間」は9時から17時の間で最長8時間、保育園等の利用ができます。恒常的に9時から17時を超えて利用する場合は、保育標準時間としての支給認定が必要になります。具体的な保育時間は入園前の面接で決定します。標準時間を超えて保育が必要な場合は、延長保育（22 ページ参照）を利用してください。また、一部の保育園では保育標準時間、保育短時間が下記の時間と異なります。詳しくは別紙「港区内認可保育園等一覧」をご覧ください。

就労の場合の保育必要量の考え方例



### 3 入園までの流れ



## 4 港区外の保育園の申込み・港区外からの申込み

### (1) 港区内にお住まいの方（港区外の保育園に申し込む場合）

受付窓口	各総合支所 区民課 保健福祉係
申込締切	自治体によって締切日が異なります。各自治体にご確認の上、提出書類をご準備ください。 <u>港区での受付後に、提出書類を希望する自治体に送付するため、申込期限に余裕を持ってお申込みください。</u>
申込条件	申込条件や提出書類は、自治体によって異なります。事前に希望する自治体の担当窓口にお問い合わせください。

※転出を伴う申込みの場合、転出後に転出先自治体であらためて申込みが必要になります。

### (2) 港区外にお住まいの方（港区内の保育園に申し込む場合）

港区外にお住まいの方で、港区に転入予定または港区に勤務地がある方は、お住まいの自治体にお申込みください。港区の締切日までに港区に届くようにお手続きください。（転入予定の方はお申込みの際、港区指定の様式をお使いください）

#### ① 港区に転入予定の方

受付窓口	現在、お住まいの自治体の担当窓口
申込締切	6 ページの申込締切日
申込条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給認定証の交付を受けていること。</li> <li>港区の転入先の住所地が確認できる書類を提出できること。（売買契約書、賃貸契約書による確認が必要）</li> <li><u>入園希望月の前月末までに港区に住民登録をすること。</u></li> <li><u>内定発表後、指定された日時に、面接及び健康診断を受けられること。</u></li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>入園内定した方は、入園希望月の前月末までに、住民登録と入所申込手続が行われない場合、入園内定取消しとなります。</li> <li>海外から港区へ転入予定の方などは、転入予定の担当支所にお問い合わせください。</li> </ul>

#### ② 港区に勤務している方

受付窓口	現在、お住まいの自治体の担当窓口
申込締切	6 ページの申込締切日
申込条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給認定証の交付を受けていること。</li> <li>保護者（父または母のいずれか）の勤務地が港区にあること。</li> <li><u>内定発表後、指定された日時に、面接及び健康診断を受けられること。</u></li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>0～2 歳児クラスの 4 月～9 月入園については申込みできません。</u></li> <li><u>3 歳児クラス以上の 4 月入園については、2 次調整会議からの対象です。</u></li> <li><u>希望園に 2 名以上の空きがない場合は、利用調整の対象になりません。</u>（空き情報は港区公式ホームページに掲載しています。）</li> <li>在勤の方は、調整指数で 9 点が減算されます。</li> <li>産休取得中、育休取得中、求職活動中、就労内定の方は申込みできません。</li> <li>港区保育室の申込みはできません。</li> </ul>

## 5 申込締切日・内定発表日

### (1) 平成 30 年 4 月入園の申込みについて

お子さんの誕生日によって、申込受付期間が異なります。ご注意ください。

	お子さんの誕生日	申込受付期間	内定発表日
1 次	平成 29 年 12 月 1 日まで	平成 29 年 11 月 13 日 (月) ~ 平成 29 年 12 月 22 日 (金)	平成 30 年 2 月 9 日 (金) 郵送 電話での問い合わせは、 2月14日 (水) 以降に受け付けます。
	平成 29 年 12 月 2 日~ 平成 30 年 1 月 1 日	お子さんの誕生日~ 平成 30 年 1 月 9 日 (火)	

	申込受付期間	内定発表日
2 次	平成 30 年 1 月 10 日 (水) ~平成 30 年 2 月 20 日 (火)	平成 30 年 3 月 8 日 (木) 郵送 電話での問い合わせは、 3月12日 (月) 以降に受け付けます。

※待機児童向け居宅訪問型保育事業（ポピンズ）の内定発表は、1 次申込み分も 2 次の内定発表に含めて行います。

<平成 30 年 4 月入園の申込可能月齢>

	お子さんの誕生日	入園可能月齢による区分（別紙「港区内認可保育園等一覧」参照）		
		生後 43 日の園	生後 57 日の園	生後 3 か月の園
1 次	平成 30 年 1 月 1 日まで	○	○	○
2 次	平成 30 年 2 月 3 日まで	○	○	×
	平成 30 年 2 月 17 日まで	○	×	×

### (2) 平成 30 年 5 月以降入園の申込みについて

	入 園 月	申込締切日	内定発表日
平成30年	5 月	4月10日 (火)	4月20日 (金)
	6 月	5月 8日 (火)	5月16日 (水)
	7 月	6月 5日 (火)	6月13日 (水)
	8 月	7月 6日 (金)	7月17日 (火)
	9 月	8月 7日 (火)	8月15日 (水)
	10 月	9月 6日 (木)	9月14日 (金)
	11 月	10月 5日 (金)	10月15日 (月)
	12 月	11月 6日 (火)	11月14日 (水)
平成31年	1 月	12月 6日 (木)	12月14日 (金)
	2 月	12月21日 (金)	1月中旬※
	3 月	12月21日 (金)	2月上旬※

※平成 31 年 2 月入園及び 3 月入園の内定発表日については、平成 30 年 11 月頃にご案内します。



## 6 申込みにあたっての注意事項

### (1) 全ての方へ

- ① 郵送やFAXでの受付は行っていません。書類の確認を行いますので、必ず各総合支所区民課保健福祉系の窓口へ直接お申込みください。
- ② 申込締切日直前は窓口及び電話が大変混雑します。お早めにお申込みください。
- ③ 保育園見学については、各保育園へ直接お問い合わせください。
- ④ 必要書類は全てそろえてもれなく記入し、締切日までに余裕をもってお申込みください。ご提出いただいた書類に不備がある場合は、再提出を依頼する場合があります。また、書類がそろわない場合は、受付できませんのでご注意ください。
- ⑤ 入園を希望する保育園の追加や変更も各月の申込締切日と同じ日程となります。
- ⑥ 申込書の有効期限は、入園を希望する年度の3月入園の申込みまでです（平成30年度の場合は、平成30年4月入園から平成31年3月入園までの申込みが有効）。ただし、認定期間を限度とします（求職、出産、就学等の場合）。翌年度4月以降の入園を引き続き希望する場合は、再度申込みが必要です。
- ⑦ 申込み後に、父母の状況その他家庭状況に変更があったときは、指数が変わる場合がありますので、必要書類を各締切日までに提出してください。
- ⑧ 空き状況については、毎月1日更新の港区公式ホームページ（<http://www.city.minato.tokyo.jp/>）をご覧ください。（2月、3月を除く）
- ⑨ 申込み時に空きのない保育園等でも転園や退園により調整会議までに空きが生じる場合があります。空き状況にかかわらず、利用したい順に希望園を選択してください。
- ⑩ 今後、マイナポータルから電子申請が可能となる予定ですが、申請書類の原本提出や保護者の状況確認、また追加書類の提出をお願いするため、電子申請後、担当支所に来庁いただくこととなります。

### (2) 4月入園を申込みされる方へ

- ① 4月入園の受付は、左表のとおり申込受付期間を設けて行います。1次の申込受付期間後の申請は、2次から対象となります。
- ② 4月入園の申込みをした方は、【育児休業明け入所予約制度】の申込みはできません。育児休業明け入所予約制度については34ページをご覧ください。
- ③ 4月入園の2次において、0歳児クラスは生後43日目、生後57日目から入園できる保育園を対象に選考を行います。また、1次の結果後に定員に空きがある場合にも対応します。

- ④ 4月1次の結果、希望順位の低い保育園等に内定した方で、2次で他の保育園等を希望する場合は、1次の内定を辞退していただきます。内定を確保したまま2次の選考にかけることはできません。内定辞退は2次の申込締切日までとなります。

### (3) 育児休業を取得している方へ

- ① 保護者が育児休業を取得している期間は、利用調整の対象にはなりません。育児休業を取得中の方は、復職予定の月から利用調整の対象となります。復職予定月は、勤務証明書に記載された復職予定日又は育児休業期間短縮の可否により確認します。
- ② 育児休業中の場合は、育児休業を取得した勤務先に復職することが必要です。復職せずに転職した場合、それまでと同じ勤務条件であっても、指数が下がります。また、内定後に勤務先が変更になっていることが判明した場合は、内定取消しになります。
- ③ 申込み後、認可保育園等を待機期間中に育児休業から復職した場合、「復職証明書」の提出が必要になります。お子さんの預け先によっては受託証明書等も必要になりますので、担当支所にご連絡ください。
- ④ 育児休業給付金を受けている場合、育児休業給付金の支給延長の手続については、保育園の申込み前に、勤務先の担当者又はハローワークへご確認ください。

### (4) 求職中の方へ

求職要件で申込みされる方で、申込み後に待機となり、有効期間以降も引き続き入園を希望する場合、3か月の有効期間が切れる前に支給認定と入所申込みの再申請が必要です。

例) 求職要件で平成30年4月入所を申込みの場合

支給認定の有効期間は平成30年4月から6月末まで。

7月以降も認定を受けるためには、7月入所の申込締切(6月5日)までに再申請が必要。

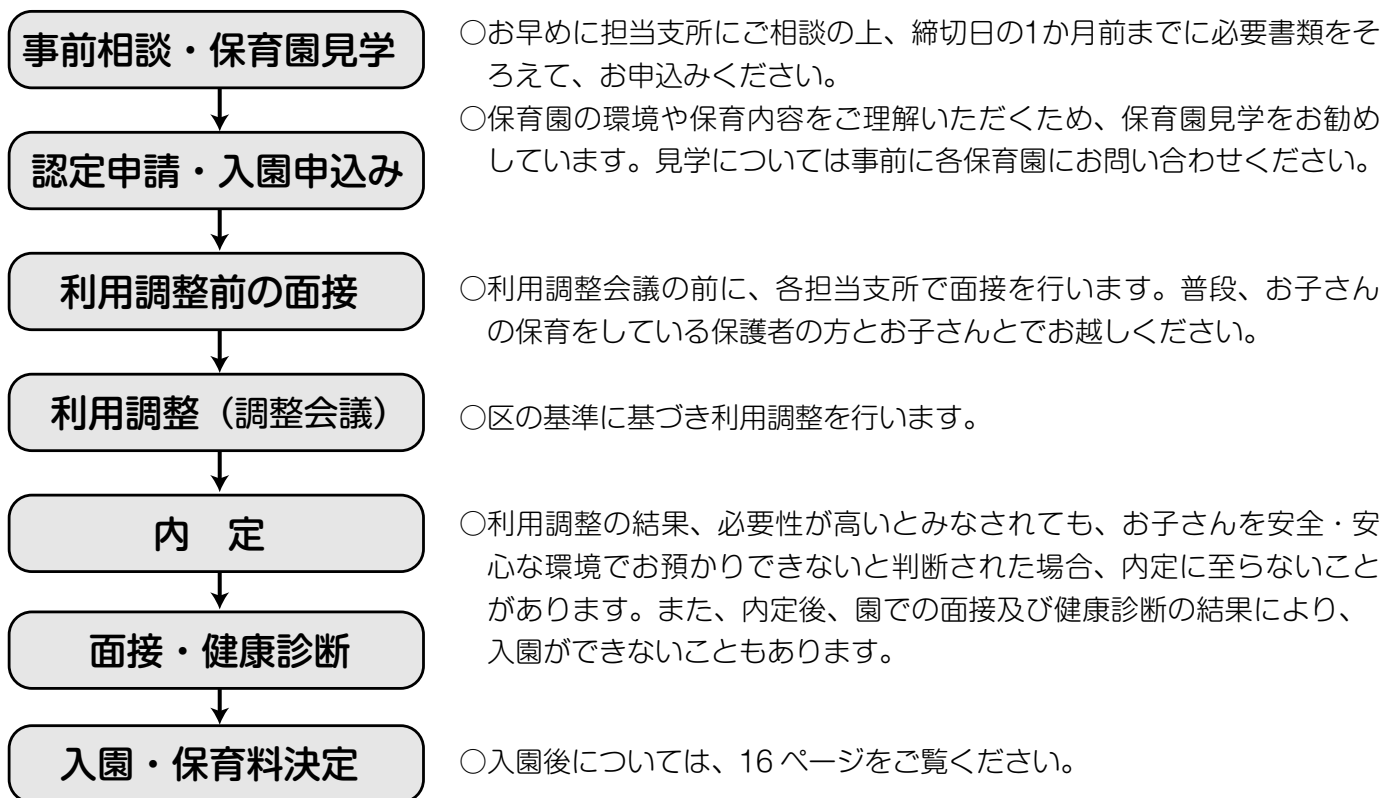
## 7 障害や疾病があるお子さん・発達に心配があるお子さんの申込み

お子さんに障害や疾病がある方、また、発達に心配な点がある方は個別にご相談をお受けしています。申込みにあたり、下記の書類が必要になります。また、申込み後に面接を行います。お早めに各総合支所区民課保健福祉係にご相談いただき、締切日の1か月前までにお申込みください。

※〔○〕は区指定様式です。港区公式ホームページからダウンロードできます。

対 象 児 童	提 出 書 類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害があるお子さん</li> <li>・ 疾病があるお子さん</li> <li>・ 発達に心配があるお子さん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10～11ページの提出書類一式</li> <li>・ 児童状況表〔○〕</li> <li>・ 区指定の医師意見書〔○〕又は区指定の診断書〔○〕 →どちらか1通の提出。</li> <li>・ 障害者手帳の交付を受けている場合、手帳のコピー</li> </ul>

### 【申請から入園までの流れ】



### 居宅訪問型保育事業（障害児訪問保育アニー）

保育の必要性があり、障害、疾病等の理由により医療的ケア等が必要であり、集団保育が著しく困難であるお子さんを対象に居宅訪問型保育事業を行っております。児童の居宅において保育者による1対1の保育を行います。詳しくは担当支所にお問い合わせください。

事業者：特定非営利活動法人 フローレンス

## 8 提出書類

※提出書類の一部が変わりました。

下記提出書類については、平成 30 年 4 月入園の利用調整から適用されます。平成 30 年 3 月入園の選考までは平成 29 年度版保育園入園のご案内に記載のある提出書類をご用意ください。

入園申込みに必要な書類は、次の(1)～(6)です。(5)及び(6)は該当者のみ提出が必要です。

締切日までに全ての書類をそろえてご提出ください。書類がそろわない場合は受付はできません。入所の選考は、締切日までに提出いただいた書類で審査します。

平成 28 年 1 月からマイナンバー制度が始まり、保育所入所申込書に個人番号の記入が必要になりました。申請時に世帯全員の個人番号確認書類及び申請者の本人確認書類の提示が必要です。世帯全員の個人番号確認書類・本人確認書類をご持参ください。

### 個人番号確認書類

次のいずれかの書類

(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し)

### 本人確認書類

次のいずれかの書類

(1点で確認できるもの：個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カード)

(2点で確認できるもの：健康保険証・社員証・学生証・キャッシュカード)

※代理申請の場合は上記の他に委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

※〔○〕は区指定様式です。港区公式ホームページからダウンロードできます。

## (1) 子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育所入所申込書〔○〕

## (2) 保育の必要性を証明する書類 ※父母及び18～64歳の同居者それぞれについて必要です。

父母等の状況		必要書類
就 労	外 勤 (復職予定者を含む)	勤務(内定)証明書〔○〕 <u>締切日から3か月以内に発行されたもの</u> 契約書・資格証明書(港区内の保育施設で保育士、看護師として内定している場合のみ)
	自営業・会社代表 経営者等・内職 ※親族の経営する会社 等に勤務している場合 は自営業となります	① 就労状況申告書〔○〕 <u>締切日から3か月以内に発行されたもの</u> ② 仕事の実態が分かるもの (例：請負契約書、登記事項証明、事業概要、履歴事項証明書等) ③ 収入が分かるもの(例：確定申告書等) ④ タイムスケジュール〔○〕
	出 産	母子手帳の出産(予定)日の分かるページのコピー
	疾 病	診断書のコピー <u>締切日から3か月以内に発行されたもの</u>
	障 害	障害者手帳のコピー
	介 護・看 護	① 被介護・看護者の診断書、介護保険証又は障害者手帳のコピー ② タイムスケジュール〔○〕 ③ 介護、看護の実態が分かるもの
	求 職	求職カード(ハローワーク発行)のコピー
	就 学	① 就学(予定)証明書〔○〕 <u>締切日から3か月以内に発行されたもの</u> ② 時間割、カリキュラム等
	災 害 復 旧	り災証明等のコピー

\* 必要書類がそろわない場合は、保育の必要性が確認できないため利用調整会議の対象となりません。

\* 父母等の状況が就労で自営業・会社代表・経営者等・内職の方は①～④の書類を、介護・看護の方は①～③の書類を、就学の方は①～②の書類を全てそろえてご提出ください。

### (3) 港区認可保育園等の申込みに関する確認書〔○〕

内容をよくお読みになり、ご記入と父母のご署名をお願いします。

### (4) 児童の健康状況申告書〔○〕

### (5) その他の書類（下記に該当する方のみです）

区 分	必 要 書 類
お子さんを認可外保育施設又はベビーシッター等に預けている場合	・ 契約書(入所に関する部分のコピー)又は受託証明書〔○〕 ・ 1か月分の保育料領収書のコピー ※複数預け先がある場合は全て提出してください。
障害のあるお子さんや通院中のお子さんの申込みの場合	・ 児童状況表〔○〕 ・ 区指定の医師意見書〔○〕又は区指定の診断書〔○〕
居宅訪問型保育事業（アニー）の利用を希望する場合	・ 障害者手帳の交付を受けている場合は、手帳のコピー ※詳細は9ページをご覧ください。
兄弟姉妹が私立幼稚園等に入園予定又は在園している場合	・ 在園証明書、入園許可証等のコピー ※保育料負担の軽減の対象になる場合があります。 詳細は20ページをご覧ください。
ひとり親の場合	・ ひとり親であることが確認できる書類（戸籍謄本、児童扶養手当証書等）のコピー
港区へ転入予定の場合	・ 賃貸契約書又は売買契約書のコピー （住所地、引渡し日、契約者名が記載されているもの）

\* 外国籍の方が就労での申込みをされるときは、在留資格にもよりますが、『資格外活動許可証』が必要になる場合があります。

### (6) 課税（非課税）証明書等（下記に該当する方のみです）

調整会議や保育料決定時に住民税情報が必要となります。下記に該当する場合は、父母それぞれについて提出が必要です。祖父母など同居者が生計中心者の場合は、その方についても必要です。また、住民税の申告をされていない方は住民税情報を確認できませんので、申告が必要です。

父母等の状況	必 要 書 類
平成 29 年 1 月 2 日から平成 30 年 1 月 1 日までに港区へ転入された方（転入予定も含む）	【平成 30 年 4 月～ 8 月入園申込み】 平成 29 年度住民税課税（非課税）証明書（コピー可） ※自治体が発行する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書ではありませんのでご注意ください。
平成 30 年 1 月 2 日以降に港区に転入された方（転入予定も含む）	【平成 30 年 4 月～ 8 月入園申込み】 平成 29 年度住民税課税（非課税）証明書（コピー可） 平成 30 年度住民税課税（非課税）証明書（コピー可） ※平成 30 年度分は平成 30 年 6 月以降に、前住所地(平成 30 年 1 月 1 日現在)の自治体で取得してください。 【平成 30 年 9 月～平成 31 年 3 月入園申込み】 平成 30 年度住民税課税（非課税）証明書（コピー可）
平成 29 年 1 月 1 日又は平成 30 年 1 月 1 日に住民登録がないため課税証明を取得できない方（海外からの転入・大使館職員）	年間収入申告書〔○〕 ※収入や控除がある方は、金額を証明できる書類を添付してください。

\* マイナンバー制度における情報連携により、前自治体の保有する税情報をもとに港区で確認できるようになった場合は、課税証明書の提出は不要です。

## 9 港区保育利用調整基準

※基準が改定されました。

この基準は、平成 30 年 4 月入園の選考から適用されます。平成 30 年 3 月入園の選考までは従前の基準によります。

世帯の合計指数の高い方から入園を内定し、同一指数となった場合は 15 ページの優先順位をもとに調整します。

<世帯の指数の算定方法>

$$\text{父 基準指数} + \text{母 基準指数} + \text{調整指数} = \text{その世帯の合計指数}$$

(注) ひとり親世帯の場合には、父又は母の基準指数に 20 を加算したのち、調整指数を加算して、その世帯の合計指数とします。

### (1) 基準指数

番号	保護者の状況			基準指数	
	保育が必要な事由	細 目			
1	就 労	就 労	週 5 日以上の就労	1 日 8 時間以上の就労を常態としていること	20
				1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態としていること	17
				1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態としていること	14
			週 4 日以上の就労	1 日 8 時間以上の就労を常態としていること	17
				1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態としていること	14
				1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態としていること	11
			週 3 日以上の就労	1 日 8 時間以上の就労を常態としていること	14
				1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態としていること	11
				1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態としていること	8
		上記に該当しないが、月 48 時間以上の就労を常態としていること	8		
		就 労 内 定	週 5 日以上の就労内定	1 日 8 時間以上の就労内定	14
				1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労内定	11
				1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労内定	8
			週 4 日以上の就労内定	1 日 8 時間以上の就労内定	11
				1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労内定	8
				1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労内定	5
			週 3 日以上の就労内定	1 日 8 時間以上の就労内定	8
1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労内定	5				
1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労内定	2				
上記に該当しないが、月 48 時間以上の就労内定	2				
2	出 産	出産（出産予定日を含む月の 2 か月前から認定期間満了日まで）		12	
3	疾 病	入院（入院内定者を含む）		22	
		居宅内療養	常時病臥、感染性疾患、重度の精神性疾患	20	
			常時安静を要する	14	
一般療養	11				
4	障 害	身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳 1～3 度、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級		20	
		身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度		14	
		身体障害者手帳 4 級		8	

5	介護・看護	週5日以上 の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	17
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	14
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	11
		週4日以上 の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	14
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	11
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	8
		週3日以上 の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	11
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	8
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	5
6	求職	求職活動のため、外出を常態としている		2
7	就学	週5日以上 の就学	1日8時間以上の就学	17
			1日6時間以上8時間未満の就学	14
			1日4時間以上6時間未満の就学	11
		週4日以上 の就学	1日8時間以上の就学	14
			1日6時間以上8時間未満の就学	11
			1日4時間以上6時間未満の就学	8
	就学 内定	週5日以上 の就学内定	1日8時間以上の就学内定	11
			1日6時間以上8時間未満の就学内定	8
			1日4時間以上6時間未満の就学内定	5
		週4日以上 の就学内定	1日8時間以上の就学内定	8
			1日6時間以上8時間未満の就学内定	5
			1日4時間以上6時間未満の就学内定	2
8	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のための保育に当たれない場合		20
9	その他	前各号に掲げるもののほか、児童福祉の観点から社会的な養護が必要な場合など、明らかに保育が必要と認められる場合		2~22

《注意事項》

- ① 基準指数は、保護者の保育の必要な事由により決定します。
- ② 事由が2つ以上ある方は、指数が最も高い事由のみで判断します。
- ③ 基準指数は、常態としている日数や時間で判断します。  
週によって日数が少ない、日によって時間が短い場合は、少ない日数、短い時間で判断します。
- ④ 保護者が保育をできない時間で判断するため、就労時間は休憩時間を含めた時間で判断します。  
ただし、居宅内就労の場合は実労働時間とし、休憩時間を含みません。
- ⑤ 産前産後休暇又は育児休業からの復職予定での申請の場合、事由は就労となります。
- ⑥ 産前産後休暇、育児休業取得前と復職後の勤務日数、時間に変更がない場合は、休暇取得前の勤務時間で判断します。
- ⑦ 復職後に会社の制度による1日2時間までの育児短時間勤務を取得する場合は正規の勤務時間で判断します。1日2時間を超える育児短時間勤務を取得する場合や育児短時間ではなく勤務時間の変更の場合は、復職後の勤務時間で判断します。
- ⑧ 勤務日数、勤務時間を増やす場合、増やした後の勤務状態で基準指数を判断し、調整指数12が適用されます。
- ⑨ 勤務日数、勤務時間を減らす場合、減らした後の勤務状態で判断します。なお、入園内定後であっても申請時に提出された勤務状況と異なる勤務であった場合は、内定が取消しになる場合があります。

## (2) 調整指数

番号	条 件	調整指数
1	生活保護受給世帯	+8
2	両親ともに不存在（死亡・拘禁・行方不明等）の世帯	+8
3	生計中心者が失業し、就職内定又は求職のため外出が常態の世帯（ひとり親世帯は除く）	+3
4	新規入園希望のひとり親世帯	+2
5	申込児童又は同居の児童に障害がある場合（新規入園希望の申込児童に限る） ※区指定の「意見書」又は「診断書」、「児童状況表」の提出が必要です。	+2
6	第一希望の認可保育園又は港区保育室等に兄弟姉妹（卒園・退園予定児を除く）が在籍している世帯（新規入園希望の申込児童で当該園の選考に限る）	+1
7	双子以上の申込みである世帯（新規入園希望の申込児童に限る）	+1
8	港区保育室又は地域型保育事業から、認可保育園又は認定こども園への転園を希望する場合	-1
9	番号8以外の転園を希望する場合	-2
10	自宅での自営業で危険なものを扱う業種であり、子どもを見ながら就労している場合	+1
11	同一世帯内に保育園利用申込をしていない兄弟姉妹がいる世帯（入所申込可能月齢に達しない子、介護・看護の対象児等は除く）	-1
12	就労しているが3か月以上の勤務実績が認められない者	-2
13	勤務実績と収入実績に整合性がない者	-3
14	自宅で、子どもを見ながら就労している世帯	-3
15	自宅又は被介護者の自宅で要介護3～5、身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度の親族を介護・看護している世帯	+3
16	大使館関係職員等で就労の資格を有する査証・資格外活動許可書のない者	-3
17	父母を除く同居の親族に保育に当たれる人がいる世帯	-3
18	港区に勤務地のみがあり、管外受託となる世帯	-9
19	正当な理由なく保育料を納期限から3か月以上滞納している世帯（卒園者を含む）	-20
20	港区内の保育施設に保育士及び看護師の有資格者として就労内定（1年以上勤務が決定していること）している者	+6

### 《注意事項》

- ① 番号5は、障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日まで適用します。
- ② 番号6は、既に在園している兄弟姉妹が転園を申請している場合、新規申請児童の第一希望園が転園申請児童の現在園もしくは第一希望園と同園の場合のみ、当該園の選考に限り適用します。
- ③ 番号8、9は、同一世帯の児童が異なる園に通園しており、兄弟姉妹が在園している園に転園を希望する場合は適用しません。また、居宅訪問型保育の転園の場合、卒園による転園の場合は適用しません。
- ④ 番号12、13、15、16は、父母それぞれに適用します。
- ⑤ 番号12、19は、内定発表日の属する月の1日で判断します。
- ⑥ 番号13の「整合性」についての詳細は、Q & A (24～25ページ) をご覧ください。
- ⑦ 番号14は、申請児童を保育しながらの居宅での就労時間と、その他の就労時間（居宅外での就労時間、他の人が保育している間の就労時間など）のうち、前者が多い場合に適用します。ただし、会社の制度を利用して在宅勤務している場合は、その他の就労時間扱いとなり、適用外です。



### (3) 優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位によります。

番号	条 件
1	港区に住民登録をして、現に生活の本拠がある。(やむを得ない理由で住民登録ができない場合は除く)
2	ひとり親世帯
3	疾病世帯
4	心身障害者世帯
5	居宅外就労世帯
6	居宅内就労世帯
7	就労し、かつ認証保育所等の認可外保育施設に預けている期間が6か月以上ある世帯でその期間の長い世帯(港区内の認可保育園等へ申込みをし、その待機期間が6か月以上必要)
8	同居の児童が港区内の認可保育園等に在園している場合
9	育児休業取得により退所した児童が育児休業明けに再入所を申し込む場合(退所月から1年以上経過している場合に限る)
10	同居の児童が同時申込みの世帯
11	養育している小学生以下の子どもの数が多い世帯
12	新規入園申込みの世帯
13	居宅訪問型保育事業から認可保育園等への転園である場合
14	港区保育室から認可保育園への転園である場合
15	経済的困窮度の高い世帯(保護者の区市町村民税所得割額の合算値の低い世帯)
16	港区に在住している年数が長い世帯

#### 《注意事項》

- ① 番号3、4、5、6は保護者の「保育が必要な事由」に該当する場合に適用します。
- ② 番号4は、申込児童又は同居児童に障害(手帳相当)がある場合も含まれます。  
ただし、適用されるのは障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日までです。
- ③ 番号5は、父母が共に居宅外就労の場合のみ適用し、その他の場合は居宅内就労を適用します。
- ④ 番号5、6は、1週間の勤務時間のうち居宅外就労もしくは居宅内就労の多い方を適用します。
- ⑤ 番号7の「6か月」は内定発表日の属する月の1日で判断します。
- ⑥ 番号9は、再入所する児童とその兄弟姉妹に適用します。
- ⑦ 番号16の期間は、保護者のどちらか長い期間を適用します。  
また、市街地再開発事業に伴い港区外に住民登録をしていた場合は、転居前の在住年数を含みます。

## 10 入園後の届出・手続等

### (1) 入園後に必要な届出

保育園に入園したときの父母等の状況が、次のいずれかに該当する場合は、必ず保育園又は担当支所に必要書類を提出してください。

〔○〕は区指定様式です。港区公式ホームページからダウンロードできます。

入園したときの父母の状況	提出書類	提出期限
産後休暇・育児休業からの復職予定で入園した	・復職証明書〔○〕	入園した月の末日
上の子が在園中で、下の子の育児休業から復職予定で入園した	・復職証明書〔○〕 ・認定変更申請書〔○〕	
就学予定で入園した	・就学証明書〔○〕又は学生証の写し ・時間割、カリキュラム等	
就労内定で入園した	・勤務証明書又は就労状況申告書〔○〕	就労後、取得でき次第
	・給与明細等勤務状況の分かるものの写し (就労後2か月分)	
求職で入園した	・勤務証明書又は就労状況申告書〔○〕	入園した月の翌々月末日
	・給与明細等勤務状況の分かるものの写し (就労後2か月分)	就労後、取得でき次第

- ・上記書類が期限までに提出されない場合は、退園になりますのでご注意ください。
- ・その他入園後の変更手続につきましては、入園後に配布されるリーフレットをご覧ください。

### (2) お子さんが在園中の育児休業の取得

#### ① 港区内にお住まいの保護者の場合

育児休業開始日の翌月から、保育が必要な事由が就労から育児休業へ変更することに伴い、認定変更申請が必要となります。育児休業期間中は保育短時間の認定となります。

育児休業等の状況	在園児の取扱い
育児休業から復職予定の方	育児休業対象児童が1歳6か月になる日の属する年度末まで育児休業中も引き続き在園できます。

例) 育児休業対象のお子さんが平成29年7月7日生まれ

上の子の育児休業での認定期間が平成31年3月31日までの場合

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ① 平成30年7月7日付復職   | } 認定期間内での復職のため在園可 |
| ② 平成31年1月7日付復職   |                   |
| ③ 平成31年4月1日付復職   |                   |
| ④ 平成31年4月2日以降に復職 | → 平成31年3月31日で退園※  |

※育児休業での認定期間が該当年度の3月31日までの方は、4月1日付で復職できないと退園となります。

## ②港区外にお住まいの保護者の場合

育児休業等の状況	在園児の取扱い
産前産後休暇のみで復職する場合	引き続き在園できます。
保護者のいずれかが育児休業を取得する場合	在園児は産前産後休暇終了時に退園となります。

### (3) 転園・休園・退園

次のいずれかに該当する場合は、必要書類を提出してください。

〔○〕は区指定様式です。港区公式ホームページからダウンロードできます。

内容	提出書類	注意事項
港区の他の園に転園を希望するとき	・転園申込書〔○〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転園希望月の申込締切日までに申請してください。</li> <li>・転園申込みは、申込みいただいた年度の3月入園分まで有効です。</li> <li>・翌年度も引き続き転園を希望する場合は、再度申込みが必要です。</li> <li>・<u>転園が内定したら、元の園に戻ることはできません。</u></li> <li>・産前産後休暇中及び育児休業中は、転園ができません。</li> </ul>
休園するとき	・退(休)園届〔○〕	<p>お子さんが病気やけがで、やむを得ず月の初めから1か月以上保育園を休むときは、休園ができます。(3か月を超える休園はできません)。 ※保育料の免除については、21ページをご覧ください。</p>
退園するとき	・退(休)園届〔○〕	<p>在園中に以下のいずれかに該当した場合は、退園となります。退園届の提出をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 幼稚園、インターナショナルスクール等に入園する場合</li> <li>② 退職等により家庭で保育できるようになった場合</li> <li>③ 区外に転出し、区内に勤務地がない場合</li> <li>④ 3か月を超えて保育園を休む場合</li> </ol>

### (4) 現況届

保育が必要な事由を確認するため、毎年「現況届」を提出していただく必要があります。現況届の詳細については、提出時期になりましたら保育園を通じてお知らせします。

# 11 保育料

## (1) 保育料の決定

保育料は、世帯の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢により決定します。毎年9月に保育料の算定ベースとなる区市町村民税の年度を切り替えます。

平成30年度保育料	算定ベースとなる区市町村民税の年度
平成30年4月～平成30年8月分	平成29年度分の区市町村民税額
平成30年9月～平成31年3月分	平成30年度分の区市町村民税額

※住民税の申告がない方や港区に転入された方で課税証明書等の提出がない場合は、最高階層の保育料となりますのでご注意ください。

※課税証明書が取得できない方（海外収入のある方や大使館職員等）は、年間の収入額から保育料の算出を行います。（一部海外収入がある方も、当該収入についてご申告ください。）

### <区市町村民税所得割額について>

- ・住民税課税額のうち、**父母の区市町村民税所得割課税額の合計額**で保育料の算定を行います。  
 ※父母以外の扶養義務者の区市町村民税額の合計額が、その同居世帯の区市町村民税の合計税額の5割以上を占めている場合は、父母以外の区市町村民税も算定対象となります。
- ・税額控除前の区市町村民税所得割課税額から調整控除のみを引いた額が、保育料算定に使用する区市町村民税所得割課税額です。
- ・調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株譲渡割額控除）は適用しません。

## (2) 保育料の納付

保育料は原則として口座振替払になります。内定通知に「保育園保育料口座振替依頼書」を同封しますので、金融機関で手続きをお願いします。口座振替が開始されるまでの保育料は、納付書により、金融機関（銀行・ゆうちょ銀行等）又はコンビニエンスストアでお支払いください。

利用施設	認可保育園・認定こども園・港区保育室	地域型保育事業
通知方法	保育料決定通知書	利用者負担額決定通知書
支払先	港区（港区民が区内施設に通う場合）	各施設（事業者）
支払方法	原則として口座振替	各施設にお問い合わせください。
支払時期	毎月末（金融機関休業日の場合は翌営業日）	各施設にお問い合わせください。

※毎月1日に在園しているかぎり、当月分の保育料（1か月分）をお支払いいただきます。（月途中で退園をした場合でも、保育料の日割計算はされません。）

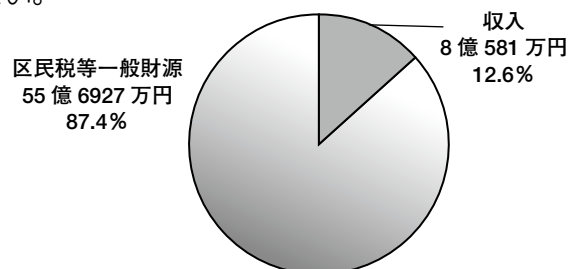
### <保育料の滞納について>

正当な理由なく保育料を滞納した場合は、督促状が発行されるほか、保育園を通じての請求や、地方税の例により滞納処分を行うことがあります。滞納がある場合、転園申込みや兄弟姉妹の保育園入園申込みの際に20点の減算対象となる場合があります。

※保育園の運営にかかる経費は、保護者の皆様に負担していただいている保育料と港区・国・東京都が負担する費用で運営されています。園児の安全を確保し、より良い保育を実施するためには、保護者の皆様のご理解とご協力が必要です。保育料は、必ず期日までにお支払いください。

### ●区立保育園運営に要する事業コストの状況

平成28年度	運営費(事業コスト)	園児1人あたり
	63億7,508万円	243万2,000円



(差し替え)

平成30年4月から保育園保育料を改定します。「平成30年度版保育園入園のご案内」を以下の通り変更します。

【変更ページ】 19ページ(下記参照) 22ページ(裏面参照)

(3) 平成30年度保育料(利用者負担額)

(単位:円)

区市町村民税等の状況	階層	保育料(月額)						延長保育料 (一時間単位)		
		保育標準時間			保育短時間			~19:15	19:15~	
		0-2歳児 クラス	3歳児 クラス	4・5歳児 クラス	0-2歳児 クラス	3歳児 クラス	4・5歳児 クラス			
生活保護世帯等	A	0	0	0	0	0	0	0	200	
区市町村民税非課税世帯	B	0	0	0	0	0	0	0	200	
区市町村民税均等割のみ	C1	1,900	1,300	1,300	1,800	1,200	1,200	200	400	
1円以上 5千円未満	C2	2,400	2,000	2,000	2,300	1,900	1,900			
5千円以上 5万円未満	C3	3,100	2,700	2,600	3,000	2,600	2,500			
5万円以上 6万円未満	D1	6,900	5,700	5,700	6,700	5,600	5,600			
6万円以上 7万円未満	D2	8,500	7,500	7,400	8,300	7,300	7,200			
7万円以上 8万6千円未満	D3	9,600	9,500	9,400	9,400	9,300	9,200			
8万6千円以上 12万3千円未満	D4	14,000	11,200	11,100	13,700	11,000	10,900			
12万3千円以上 16万円未満	D5	18,300	13,000	12,900	17,900	12,700	12,600			
16万円以上 18万円未満	D6	22,100	14,700	14,600	21,700	14,400	14,300			
18万円以上 20万円未満	D7	24,300	16,200	16,100	23,800	15,900	15,800			
区市町村民税所得割課税額	20万円以上 22万円未満	D8	26,200	17,500	17,400	25,700	17,200	17,100	400	600
	22万円以上 24万円未満	D9	28,300	18,700	18,500	27,800	18,300	18,100		
	24万円以上 26万円未満	D10	30,000	20,000		29,400	19,600			
	26万円以上 27万円未満	D11	31,900	21,300		31,300	20,900			
	27万円以上 28万円未満	D12	33,400	22,200		32,800	21,800			
	28万円以上 29万円未満	D13	35,200	23,200		34,600	22,800			
	29万円以上 30万円未満	D14	36,700			36,000				
	30万円以上 31万円未満	D15	38,300			37,600				
	31万円以上 32万円未満	D16	39,600			38,900				
	32万円以上 33万円未満	D17	41,200			40,400				
33万円以上 37万円未満	D18	44,700	43,900							
37万円以上 41万円未満	D19	50,300	49,400							
41万円以上 45万円未満	D20	55,300	54,300							
45万円以上 49万円未満	D21	59,200	58,100							
49万円以上 56万円未満	D22	63,500	24,900		19,800	62,400		24,400	19,400	
56万円以上 63万円未満	D23	67,800	26,600	21,100	66,600	26,100	20,700			
63万円以上 70万円未満	D24	72,100	28,300	22,400	70,800	27,800	22,000			
70万円以上 80万円未満	D25	76,400	30,000	23,700	75,100	29,400	23,200			
80万円以上 90万円未満	D26	79,800	31,300	24,800	78,400	30,700	24,300			
90万円以上	D27	83,200	32,600	26,000	81,700	32,000	25,500			

保育標準時間と保育短時間の保育料は、支給認定を受けた保育の必要量に応じて適用します。

私立保育園、地域型保育事業の延長保育料及び延長保育時間は上記と異なる場合があります。各保育園にお問い合わせください。

## (4) 保育料負担の軽減

### ア 区独自の保育料無料化

港区民で、下記保育施設に兄や姉が在園又は事業を利用する場合、保育園に在園している第2子以降の保育料は無料です。延長保育料は第2子以降もかかります。

#### 対象施設および事業

- 認可保育園      ○港区保育室      ○幼稚園      ○みなと保育サポート（月ぎめ）
- 認定こども園      ○地域型保育事業      ○認証保育所
- 東京都の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている認可外保育施設
- 学校教育法に定める特別支援学校（幼稚部に限る）
- 児童福祉法に定める児童発達支援又は医療型児童発達支援を行う施設等

(例1) 認可保育園（第1子）・認可保育園（第2子）の場合  
⇒第1子（5歳児）保育料：全額負担 18,000円（D18階層 標準時間認定）  
第2子（2歳児）保育料：負担なし 0円（D18階層 標準時間認定）

(例2) 港区立幼稚園（第1子）・認可保育園（第2子）の場合  
⇒第1子（4歳児）保育料：全額負担 6,200円（C3階層 教育標準時間認定）  
第2子（1歳児）保育料：負担なし 0円（D8階層 標準時間認定）

※兄や姉が私立幼稚園に在籍されている場合も対象です。幼稚園で在園証明書を取得し、ご提出ください。

### イ 多子世帯等の保育料負担の軽減

#### ① 多子世帯の保育料負担の軽減

区市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯で、保護者と生計を一にする子（小学生等を含む）を対象に年齢の高い順に数えて2番目の子の保育料は半額、3番目以降の保育料は無料です。延長保育料は、月ぎめ延長保育料・スポット延長保育料ともに軽減されません。

(例3) 小学生（第1子）・認可保育園（第2子）・認可保育園（第3子）の場合  
（父母の区市町村民税所得割課税額の合計 40,000円）  
⇒第2子（3歳児）保育料：半額負担 1,350円（C3階層 標準時間認定）  
第3子（1歳児）保育料：負担なし 0円（C3階層 標準時間認定）

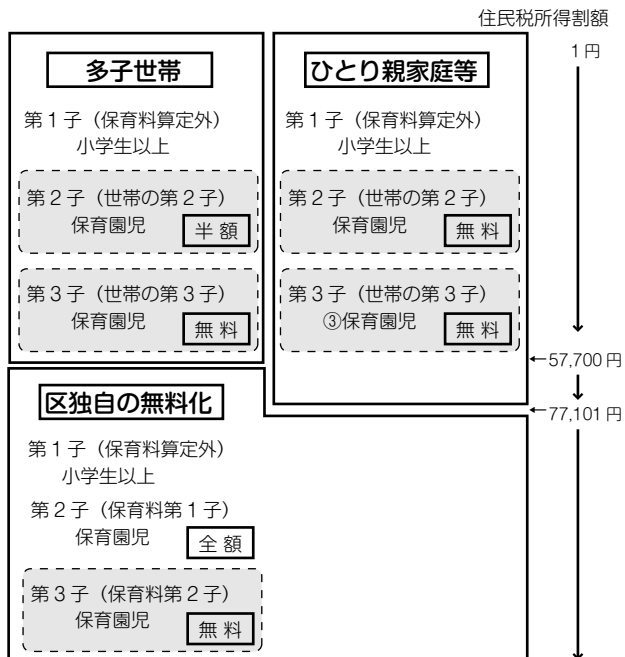
#### ② ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯の保育料負担の軽減

ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯の場合、世帯の区市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の子の保育料は無料です。延長保育料はかかります。

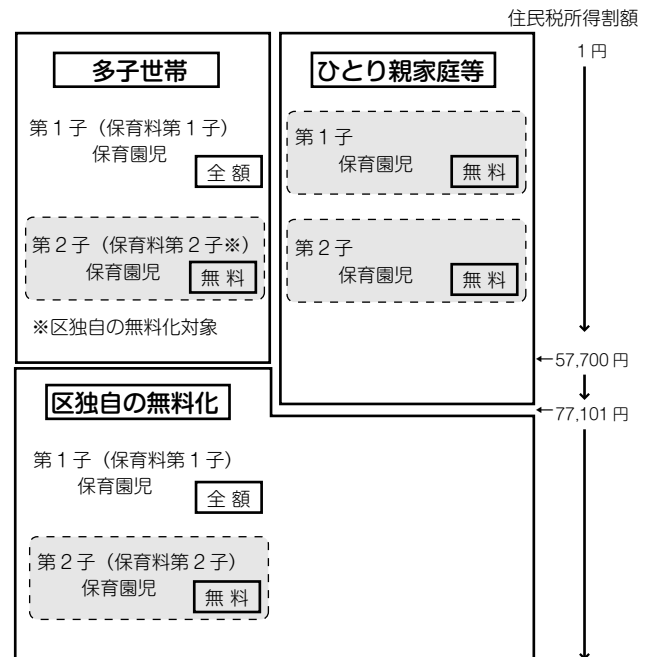
(例4) 認可保育園（第1子）・認可保育園（第2子）の場合  
（父母の区市町村民税所得割課税額の合計 35,000円）  
⇒第1子（2歳児）保育料：負担なし 0円（C2階層 標準時間認定）  
第2子（1歳児）保育料：負担なし 0円（C2階層 標準時間認定）

## ○保育料負担軽減のイメージ

<小学生以上の兄や姉がいる場合>



<保育園児のみの世帯構成の場合>



※ 網掛け部分は、保育料負担が軽減される部分

### (5) 保育料の減額

現在の収入が著しく減少したり、その他病気、災害等で特定の支出が著しく増加したりして、保育料の支払いが困難になった場合に、減額制度が適用されることがあります。減額は、申請日の翌月（申請日が月の初日の場合はその月）から適用となります。（申請日より前に減額の対象になる場合でも、過去に遡って適用はされませんので、ご注意ください。）

申請時に、保育料減額申請書に加え、理由に応じた必要書類をご提出いただきます。

詳しくは担当支所にご相談ください。

<寡婦（寡夫）控除のみなし適用について>

婚姻歴のないひとり親世帯における保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援を一層推進することを目的に、保育園保育料等において税法上の寡婦（寡夫）控除のみなし適用を実施しています。

対象者は、婚姻歴のないひとり親家庭で、児童扶養手当を受給している人です。のみなし適用を受けるためには、担当支所で申請が必要となります。

### (6) 保育料の免除

お子さんが病気やけがで、月の初めから1か月以上保育園を休むときは、前月末日までに、診断書等を添付の上申請していただければ、保育料を免除することができます。

※ 免除は1か月単位で行い、最大3か月とします。

※ 免除期間中の登園はできません。

※ お子さんの病気やけが以外の家庭の事情で休む場合は免除の対象になりません。

## 12 延長保育・早朝保育

各保育園では、保育標準時間を超えて延長保育を実施しています（土曜日を除く）。延長保育は、在園している保育園で利用ができます。通常の保育料とは別に延長保育料がかかります。

### <延長保育の利用について>

	区立認可保育園・港区保育室 区立認定こども園（2・3号認定）	私立認可保育園・小規模保育事業所 居宅訪問型保育事業・事業所内保育施設
延長時間	18時15分以降1時間単位	保育園によって異なります。 詳細は各施設にお問い合わせ ください。
利用対象	満1歳の誕生日を迎えたお子さん	
利用可能日	月曜日から金曜日まで	
利用定員	各保育園にお問い合わせください。	

延長保育料及び延長保育時間は、保育園により異なります。別紙「港区内認可保育園等一覧」をご覧ください。

### <利用申込みについて>

- ・延長保育は、保育園に事前の利用申込みが必要です。利用方法は保育園にお問い合わせください。
- ・利用申込みをした延長保育時間を必ず守ってください。
- ・事前に利用申込みをした時間より、早くお迎えに来られる場合は、速やかに保育園にご連絡ください。

## (1) 延長保育料

延長保育を1時間利用することに延長保育料がかかります。

### <延長保育料金表> 階層区分については、19ページをご参照ください

階層	1時間あたりの延長保育料（単位：円）	
	～19：15	19：15～
A～B	0	200
C1～D7	200	400
D8～D27	400	600

「区独自の保育料無料化」や「多子世帯等の保育料負担の軽減」（20ページ参照）により、基本保育料が無料または半額の場合でも、延長保育料はかかります。

保育短時間利用のお子さんについて、保育時間の9時から17時の前後の時間に保育を行う場合、延長保育料を徴収します。

保育園へ事前に延長保育の利用の申込みをしていない保護者が、認定時間を超えた時間にお迎えの場合、上記の延長保育料相当額を徴収します。

待機児童向け居宅訪問型保育事業の延長保育料は、1時間あたり1,000円です。

## (2) 早朝保育

神明保育園で実施しています。

利用時間	6時15分～7時15分（日額利用）
利用要件	就労で保育ができない場合
利用方法	直接、保育園にお申込みください。定員の枠内で申込みを受け付けます。
対象者	1歳の誕生日から（神明保育園在園児に限る）
保育料	日額：0円～400円 階層区分により金額が異なります。（上表参照）



## 13 休日保育

休日に保護者が就労などの理由により児童を保育することが困難な場合に、下記の施設において保育します。

対 象 者	次のいずれかに該当する生後4か月以上のお子さん ① 区内認可保育園・区内認定こども園（1号認定児童を除く）・港区保育室・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業（ポピンズナニーサービス）を利用している ② 区内在住で区外認可保育園・区外認定こども園（1号認定児童を除く）・地域型保育事業等を利用している ③ 区内在住で認可保育園の申込みをしながら認証保育所に月ぎめで通っている										
利 用 要 件	就労等で休日に保育ができない場合										
利 用 時 間	日曜・祝日 7時15分～18時15分 ※芝浦アイランドこども園は12月29日、30日も実施										
利 用 料 金	利用者負担はありません										
申 込 期 間	利用日の9日前まで（平日のみ受付、17時まで）										
申 込 み	直接希望園へ電話予約した上で、在籍園に申込書及び就労証明書等を提出 ※②、③の方は保育課保育担当（TEL 3578-2852）に提出										
実施園・問合せ	<table> <tr> <td>神明保育園</td> <td>TEL 5733-6822</td> </tr> <tr> <td>たかはま保育園</td> <td>TEL 5781-0255</td> </tr> <tr> <td>しばうら保育園</td> <td>TEL 5232-1130</td> </tr> <tr> <td>東麻布保育園</td> <td>TEL 3584-3811</td> </tr> <tr> <td>芝浦アイランドこども園</td> <td>TEL 5443-7337</td> </tr> </table>	神明保育園	TEL 5733-6822	たかはま保育園	TEL 5781-0255	しばうら保育園	TEL 5232-1130	東麻布保育園	TEL 3584-3811	芝浦アイランドこども園	TEL 5443-7337
神明保育園	TEL 5733-6822										
たかはま保育園	TEL 5781-0255										
しばうら保育園	TEL 5232-1130										
東麻布保育園	TEL 3584-3811										
芝浦アイランドこども園	TEL 5443-7337										

## 14 年末保育

年末に保護者が就労などの理由により児童を保育することが困難な場合、区立保育園において一時的に保育します。

対 象 者	次のいずれかに該当する生後4か月以上のお子さん ① 区内認可保育園・区内認定こども園（1号認定児童を除く）・港区保育室・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業（ポピンズナニーサービス）を利用している ② 区内在住で区外認可保育園・区外認定こども園（1号認定児童を除く）・地域型保育事業等を利用している ③ 区内在住で認可保育園の申込みをしながら認証保育所に月ぎめで通っている										
利 用 要 件	就労等で年末に保育ができない場合										
利 用 時 間	12月29日、30日 7時15分～18時15分										
利 用 料 金	利用者負担はありません										
申 込 期 間	11月上旬～中旬 ※12月入所の方は別途申込期間があります。										
申 込 み	在籍園に申込書及び就労証明書等を提出 ※②、③の方は保育課保育担当（TEL 3578-2852）に提出										
実施園・問合せ	<table> <tr> <td>神明保育園</td> <td>TEL 5733-6822</td> </tr> <tr> <td>たかはま保育園</td> <td>TEL 5781-0255</td> </tr> <tr> <td>しばうら保育園</td> <td>TEL 5232-1130</td> </tr> <tr> <td>東麻布保育園</td> <td>TEL 3584-3811</td> </tr> <tr> <td>区立認可保育園（上記園を除く指定園）</td> <td></td> </tr> </table>	神明保育園	TEL 5733-6822	たかはま保育園	TEL 5781-0255	しばうら保育園	TEL 5232-1130	東麻布保育園	TEL 3584-3811	区立認可保育園（上記園を除く指定園）	
神明保育園	TEL 5733-6822										
たかはま保育園	TEL 5781-0255										
しばうら保育園	TEL 5232-1130										
東麻布保育園	TEL 3584-3811										
区立認可保育園（上記園を除く指定園）											

## 15 Q & A

Q 1: 保育園の入園について申込み前に相談できますか？

A 1: お住まいの地区の担当支所窓口で入園のためのご相談に応じております。申請書類は窓口でのお受け取り、又は港区公式ホームページからダウンロードすることができます。お電話でもご相談にしております。入園希望の保育園の見学もお勧めいたします。見学については直接、保育園に電話で予約をしてください。

Q 2: 申込みはどこでできますか？ 郵送でもできますか？

A 2: 各総合支所区民課保健福祉係でお申込みできます。  
お住まいの地区の担当支所をご利用ください。台場分室では受付しておりません。  
ご家庭の状況を正確に把握するためにお話をお伺いしますので、担当支所に申込書を持参してください。  
変更届や転園申込書は郵送でも受け付けます。事前に担当支所までご連絡ください。

Q 3: 申込みをすれば、必ず入園できますか？先着順ですか？

A 3: 必ず入園できるとはかぎりません。申込人数が空き人数を超えた場合は利用調整を行うため、先着順ではありません。

Q 4: 現在、妊娠している子どもについて、出生前でも申込みができますか？

A 4: 出生前の申込みはできません。出生後に入園希望月の申込締切日までにお申込みください。

Q 5: 幼稚園と保育園のどちらにするか迷っています。両方申請できますか？

A 5: 保育園と幼稚園の申請は同時にできます。ただし両方同時に在籍することはできません。  
区立幼稚園の申請については、教育委員会学務課にご相談ください。

Q 6: 申込書類に勤務証明書の用紙が2枚入っています。同じものが2通必要ですか？

A 6: ご両親（お子さんのお父さんとお母さん）分それぞれ必要です。また18歳から64歳の同居者がいる場合はその方の分も必要です。必要に応じてコピーしてご利用ください。

Q 7: きょうだい同時に申込みます。勤務証明書は子ども1人につきそれぞれ必要ですか？

A 7: 勤務証明書はご両親（お子さんのお父さんとお母さん）分を1通ずつご用意ください。お子さんそれぞれにつき、ご用意いただく必要はありません。

Q 8: 勤務証明書が申込締切日までに間に合いそうにありません。申込書だけでも受け付けてもらえますか？

A 8: 勤務証明書等、保育の必要性を証明する書類が締切日に間に合わない場合は、保育必要性の認定が出せないため、申込受付はできません。必要書類を全てそろえてご提出ください。

Q 9: 希望園の数や希望順位は利用調整に影響しますか？

A 9: 希望園の数によって利用調整が有利、不利になることはありません。  
複数園に空きがある場合、最上位希望園1園を内定としますので、空き状況や待機者数に関わらず、通いたい順番で希望順位を決めてください。

Q10：現在、育児休業を取得しています。いつから入園を希望できますか？

A10：復職月から入園の申込みができます。例えば、10月14日復職予定の方は10月1日入園希望になりますので、9月初旬の申込締切日までにお申込みください。

Q11：港区内に転入予定です。港区内の認可保育園等に申込みことができますか？

A11：転入日の翌月以降の入園から申込みが可能です。現在、お住まいの自治体を通じてお申込みください。事務手続きがありますので、お住まいの区市町村には港区の締切日より前にご相談ください。

Q12：港区外在住で港区内に勤務先があります。認可保育園等に申込みことができますか？

A12：認可保育園、認定こども園の0～2歳児クラスは10月から3月入園の申込みができます。3歳児クラス以上の4月入園については、2次からの申込みができます。港区保育室は申込みできません。お住まいの自治体を通じてお申込みください。詳細は5ページをご覧ください。

Q13：育児休業から復職後、育児短時間勤務を取得する予定です。指数はどうなりますか？

A13：会社の制度による1日2時間までの育児短時間勤務を取得する場合は正規の勤務時間で判断し、指数を決定します。1日2時間を超える育児短時間勤務を取得する場合や育児短時間ではなく勤務時間の変更の場合は、復職後の勤務時間で判断し、指数を決定します。

Q14：調整指数13番の整合性はどのような場合につきますか？

A14：勤務実績と収入実績を比べて、整合性がないときにつきます。収入については、東京都の最低賃金を基準に、勤務実績に見合った収入を得ているかをみています。ご不明な点は、お住まいの地区の担当支所にご相談ください。

Q15：優先順位15の住民税額が低額の世帯を優先するのはなぜですか？

A15：保育園等は児童福祉法に基づく福祉施設のためです。

Q16：〇〇保育園の競争率は何倍ですか？指数何点で入れますか？

A16：港区では保育園ごとの倍率を出していません。また、ひとりでいくつもの園を希望できますので、実質倍率や何点で入れるとは言えません。

Q17：4月に2回調整会議があるのはなぜですか？

A17：0歳児クラスで生後43日目や生後57日目から入園できる保育園を対象に調整会議をするためと、1次の結果後に定員に空きがある場合に対応するためです。

Q18：4月の入園の結果について、内定発表日に電話で教えてもらえますか？

A18：内定発表日にお電話をいただいても結果をお答えすることはできません。内定、待機にかかわらず、結果については郵送でお知らせします。ただし、4月1次については2月14日（水）以降、4月2次については3月12日（月）以降、電話での問い合わせに対応します。

Q19：4月に待機になりました。毎月の申請は再度必要ですか？

A19：申込書の有効期限は入園を希望する年度の3月入園申込みまでのため、必要ありません。（平成30年度の場合は平成30年4月から平成31年3月までの申込みが有効）ただし、支給認定期間を限度とします。（求職、出産、就学等の場合）翌年度4月以降の入園を引き続き希望する場合は、再度申込みが必要です。

## Ⅱ その他の保育サービス

### 認証保育所

東京都が多様化する保育需要に応えるための保育施策として創設した制度であり、施設の設備や広さ、職員の数などについて、東京都が定めた一定の基準を満たし、区から補助を受けている保育施設です。利用に際しては、利用者と施設が直接契約を結びます。直接施設へお問い合わせください。

※ 東京都が実施主体である区市町村とともに指導します。

※ 港区外の認証保育所に関する情報は、東京都福祉保健局のホームページ

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>) をご覧ください。

(平成 29 年 10 月現在)

地区	施設名	所在地	電話番号	開所時間	定員	対象	設置者
芝	三田プチ・クレイシュ	芝5-29-22 ライオンマンションフェリス三田1階	5440-5950	7:00～20:00	33	生後3か月～就学前	(株)こどもの森
	アスク汐留保育園	海岸1-1 アクティ汐留2階	5404-4863	7:30～22:00 (日祝)8:00～18:00	40	生後45日～就学前	(株)日本保育サービス
	ゆらりん三田保育園	三田2-7-13 TDS三田ビル1階	5446-5888	7:30～22:00	30	生後57日～ 満3歳の3月	ライフサポート(株)
	プチ・ナーサリー田町	芝4-16-1 カテリーナ三田1階	3451-5670	7:00～20:00	40	生後3か月～就学前	(株)プチ・ナーサリー
麻布	ホームデイケア・六本木	西麻布1-4-46 西麻布ムラタビル	3401-2155	8:00～21:00	26	生後8週～3歳未満	一般社団法人双葉会
	さわやか保育園・麻布十番	麻布十番1-10-3 モンテプラザ2階	3586-3887	8:00～22:00	30	生後8週～就学前	さわやか保育(株)
	ポピンズナーサリー スクール広尾	南麻布5-1-11 Qiz広尾3階	5475-2185	7:30～22:00	33	生後57日～就学前	(株)ポピンズ
	ナーサリールーム	南麻布5-6-8	3473-8317	7:00～20:00	35	生後43日～3歳未満	(獨)恩賜財団母子愛育会
	ゆらりん東麻布保育園	東麻布1-26-2 SERAPH10 AZABU1・2階	6426-5567	7:30～22:00	46	生後57日～就学前	ライフサポート(株)
赤坂	ポピンズナーサリー スクール赤坂	赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR2階	5545-5341	7:30～20:30	30	生後57日～就学前	(株)ポピンズ
高輪	コンビプラザ品川保育園	高輪3-26-27	5475-5910	7:30～20:30	35	生後57日～就学前	コンビウィズ(株)
	コンビプラザ白金台保育園	白金台3-15-6 ラミアル白金台2階	5447-7600	7:30～20:30	50	生後57日～就学前	コンビウィズ(株)
	ポピンズナーサリー スクール白金台	白金台4-8-16 ダリアコート白金台1階101号室	5789-2166	7:30～22:00	30	生後57日～就学前	(株)ポピンズ
	さわやか保育園・ 白金高輪	白金1-25-25	3441-6734	7:30～21:00	20	生後8週～3歳	さわやか保育(株)
	ポピンズナーサリー スクール高輪	三田4-9-7 コンフォリア三田伊皿子坂2階	5419-2115	7:30～22:00	40	生後57日～就学前	(株)ポピンズ
芝浦港南	アスクお台場保育園	台場2-2-3	3599-2829	7:30～22:00 (日祝)8:00～18:00	30	生後45日～就学前	(株)日本保育サービス
	アンジェリカ保育園 芝浦園	芝浦4-22-2 エアテラス2階	5439-4340	7:00～21:00	40	生後57日～就学前	(株)アンジェリカ
	ポピンズナーサリー スクール芝浦	芝浦4-10-1 キャピタルマークタワー2階	5444-2120	7:30～22:00	34	生後57日～就学前	(株)ポピンズ
	さわやか保育園・港南	港南4-2-5 シティタワー品川西棟2・3階	3471-9826	7:30～21:00	80	生後57日～就学前	さわやか保育(株)
	アンジェリカ保育園 品川園	港南2-3-13 品川フロントビルキッズ館2階	5781-9736	7:30～20:30	40	生後57日～就学前	(株)アンジェリカ

### <認証保育所または認可外保育施設保育料助成金について>

認可保育園等の待機期間中に、認証保育所又は東京都の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている認可外保育施設(みなと保育サポートを除く)に入所しているお子さんの保護者を対象に、認証保育所又は認可外保育施設保育料の一部を助成する制度があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

⇒ 申込み・問合せ 保育課 保育施設指導係 TEL 3578-2850

## みなと保育サポート

パートタイム勤務や短時間勤務等により、お子さんを保育できないご家庭を対象に、原則として 1日8時間以内で1か月160時間を上限に保育を行います。利用頻度によって、定期利用保育とスポット利用に分かれています。利用に際しては、利用者と施設が直接契約を結びます。直接施設へお問い合わせください。

施設名	みなと保育サポート白金	みなと保育サポート港南四丁目	みなと保育サポート東麻布
所在地	白金 3-10-12	港南 4-2-4 都営住宅 1 階	東麻布 2-1-1
対象	区内在住で、保護者が就労等で一定程度継続的に家庭で保育できない児童（生後4か月から小学校就学前）		
保育内容	① 定期利用保育 原則として週1回以上保育が必要となる児童がいる家庭が対象。利用する曜日及び時間帯を設定して利用します。 ② スポット利用保育 不定期に保育が必要となる児童がいる家庭が対象（定期利用の空きを利用して受入れを行います）。利用の都度申込みが必要です。		
利用時間	月曜日～土曜日（祝日、1月1日～1月3日を除く） 7時15分～18時15分（延長保育なし）		
利用料金	4時間未満 1,100円、4時間以上6時間未満 1,650円、6時間以上8時間未満 2,200円 ※生活保護・住民税非課税世帯は利用料の免除制度があります。 ※年収約360万円未満のひとり親等世帯は定期利用料が免除となります。 ※兄や姉が次に掲げる施設に入園、入所または利用している場合、定期利用保育料が免除となります。 ・幼稚園・認可保育園・港区保育室・認証保育所・認定こども園・小規模保育事業・みなと保育サポート（定期利用） ・月160時間以上の認可外保育施設利用		
利用方法	電話または窓口で予約後、申込書と証明書を提出していただきます。		
申込期間	① 定期利用保育 利用希望月の1か月前の1日（休日の場合は前日）から利用希望日の15日前まで（先着順） ② スポット利用保育 利用希望日の14日前（休日の場合は前日）から3日前まで（先着順）		
申込受付時間	9時～17時（日・祝日・年始を除く）		
申込み・問合せ	TEL 5423-4909	TEL 5796-8861	TEL 5544-8461

## ベビーホテル

認可保育園等と認証保育所以外の保育施設のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当するものをいいます。利用に際しては、利用者と施設が直接契約を結びます。直接施設へお問い合わせください。

- (1) 午後7時以降の保育を行っているもの
- (2) お子さんの宿泊を伴う保育を行っているもの
- (3) 時間単位でのお子さんの預かりを行っているもの

※ ベビーホテルに関する情報は、東京都福祉保健局のホームページ (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>) をご覧ください。

## ベビーシッター

下記の協会に直接お問い合わせください。

⇒ 問合せ (社) 全国保育サービス協会 新宿区左門町 6-17 Y S Kビル 7F TEL 5363-7455

## 一時保育

通常、ご家庭で保育をしている方が、一時的に家庭における保育が困難な場合にお子さんを預けることができます。なお、認証保育所やベビーホテルでも一時保育を実施している場合があります。また、それぞれに定員があります。

### <区立保育園の一時保育>

#### (1) 区立保育園の緊急一時保育

対 象	区内在住で集団保育が可能な生後 4 か月から小学校就学前までのお子さん
利 用 要 件	保護者が出産や病気等で一時的に保育ができない場合
利 用 期 間	1 日単位で 1 か月以内
利 用 時 間	月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く） 7 時 15 分～ 18 時 15 分（平日のみ延長保育利用可）
利 用 料 金	1 日ひとり 3,000 円、5 時間以内ひとり 1,500 円、延長保育料 1 時間あたり 400 円 ※ 生活保護・住民税非課税世帯は利用料の免除制度があります。
申 込 期 間	1 週間前～前日 17 時 15 分
申込み・問合せ	各区立保育園（別紙参照） 芝浦アイランドこども園 TEL 5443-2530 神明保育園 TEL 6809-1099 たかはま保育園 TEL 5781-0255 しばうら保育園（分園を除く） TEL 3452-5200 東麻布保育園 TEL 3584-3811

#### (2) 南青山保育園・南麻布保育園・飯倉保育園の一時保育

対 象	区内在住で集団保育が可能な生後 4 か月から小学校就学前までのお子さん
利 用 要 件	① 保護者の勤務形態により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合
利 用 期 間	5 月～翌年 2 月（月 8 回以内） ※ 保育園の行事等と重なるときはお断りする場合があります。
利 用 時 間	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9 時 30 分～ 16 時
利 用 料 金	1 日ひとり 3,000 円、5 時間以内ひとり 1,500 円 ※ 生活保護・住民税非課税世帯は利用料の免除制度があります。
申 込 期 間	1 か月前～前日 17 時
申込み・問合せ	南青山保育園（ぱんだる一む） TEL 3401-5047 南麻布保育園（たんぼぼる一む） TEL 3442-5907 飯倉保育園（いちごる一む） TEL 3583-5805

### (3) 芝浦アイランドこども園・神明保育園・たかはま保育園の一時保育

対 象	区内在住で集団保育が可能な生後 4 か月から小学校就学前までのお子さん
実 施 園	芝浦アイランドこども園 神 明 保 育 園 たかはま保育園
利 用 要 件	① 保護者の勤務形態により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合
利 用 期 間	月 8 回以内
利 用 時 間	月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く） 7 時 15 分～ 18 時 15 分
利 用 料 金	1 日ひとり 3,000 円、5 時間以内ひとり 1,500 円 ※ 生活保護・住民税非課税世帯は利用料の免除制度があります。
申 込 期 間	1 か月前～ 2 日前（初回は 1 週間前までに事前面接が必要）
申込み・問合せ	芝浦アイランドこども園 TEL 5443-2530 神 明 保 育 園 TEL 6809-1099 たかはま保育園 TEL 5781-0255

### <私立保育園の一時保育>

実 施 園	愛 星 保 育 園	ベネッセ港南保育園
対 象	区内在住で集団保育が可能な生後 4 か月から小学校就学前までのお子さん	
利 用 要 件	① 保護者の勤務形態により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合 ③ 保護者が出産や病気等で一時的に保育できない場合（緊急一時保育）	
利 用 期 間	原則月 8 回以内	①、②は原則月8回以内 ③は 1 か月以内
利 用 時 間	月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く） <生後 4 か月～満 1 歳未満> 9 時～ 17 時 <満 1 歳～就学前> 7 時～ 20 時 15 分 ※土曜日は 18 時まで	月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く） <生後 4 か月～満 1 歳未満> 8 時～ 18 時 <満 1 歳～就学前> 7 時～ 18 時 ※緊急一時保育は 22 時まで
定 員	10 名程度	10 名程度
利 用 料 金	別途お問い合わせください	
申 込 期 間	利用月前月の 1 日～ 7 日 ※8 日以降は要相談	利用月前月の 5 日～利用日の 10 日前 （緊急一時保育は利用日の前日の午後 4 時まで）
申込み・問合せ	受付時間（月）～（金）10 時～ 17 時 TEL 3441-5410	受付時間（月）～（金）10 時～ 16 時 TEL 5783-5874

## <その他の一時保育>

### (1) 乳幼児一時預かり事業

施設名	あっぴい芝浦	芝浦 3-1-16	しばうら保育園 1階	TEL 5730-3253
	あっぴい港南	港南 2-3-13	品川70ビル「ルキス」館 3階	TEL 6712-0688
	あっぴい新橋	新橋 6-4-2	きらきらプラザ新橋 2階	TEL 5425-7525
	あっぴい麻布	六本木 5-12-24	麻布図書館 1階	TEL 5114-9900
	あっぴい西麻布	西麻布 2-13-3	西麻布いきいきプラザ 3階	TEL 5467-7175
対象	生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能なお子さん			
利用時間	月曜日～日曜日（施設点検日、年末年始を除く） 8時30分～18時30分（1人あたり1日5時間まで）			
利用料金	1時間500円（月曜日～土曜日） 1時間600円（日曜日・祝日）			
利用方法	事前に登録が必要、前日までに要予約 ※ あっぴい台場、あっぴい港南四丁目では一時預かりは実施していません。			
登録・問合せ	各あっぴい（連絡先は上記参照）			

### (2) 子育てひろば「あい・ぽーと」（あおば）

所在地	南青山 2-25-1
対象	生後2か月から小学校6年生までの集団生活が可能なお子さん
利用時間	通年 7時30分～21時
利用料金	1時間あたり800円～1,200円（区内在住・在勤） ※左記以外の方は割増有
利用方法	事前に登録が必要（予約は前日まで受け付け）
登録・問合せ	子育てひろば「あい・ぽーと」 TEL 5786-3250

### (3) あい・ぽーと（派遣型一時保育）

保育場所	保護者の自宅
事業内容	一時保育、病後児保育、新生児保育
対象	区内在住で生後7日から原則小学校6年生までのお子さん
利用期間	連続7日間
利用料金	1時間あたり900円～1,700円 宿泊は21時～翌朝7時の間で1泊あたり5,000円（病後児・新生児保育は10,000円）
利用方法	事前に利用会員登録説明会に参加が必要
登録・問合せ	子育てひろば「あい・ぽーと」 南青山 2-25-1 TEL 5786-3250



#### (4) みなと子育て応援プラザ「P o k k e (ぽっけ)」

	一時預かり	トワイライトステイ	ショートステイ
所在地	芝5-18-1-102 (芝保育園となり)		
利用要件	保護者の病気、行事参加、リフレッシュ等の理由により一時保育が必要な場合	保護者が仕事などで夜間に育児ができない場合	保護者が仕事や入院などで育児ができない場合
対象	生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能なお子さん	区内在住で生後6か月から中学校3年生までの集団保育が可能なお子さん	区内在住で生後10か月から中学校3年生までの集団保育が可能なお子さん
利用回数	月8回まで	制限なし	1回7日間(6泊7日)まで 1か月の利用回数は2回以内
利用時間	月曜日～日曜日 (祝日含む、年末年始除く、 月2回休みあり) 7時15分～20時15分	月曜日～日曜日 (祝日含む、年末年始除く) 17時～22時	月曜日～日曜日 (祝日含む)
利用料金	4時間以内 2,000～3,000円 ※4時間以上、早朝・深夜の利用は別料金	2,000円(日・祝2,500円) ※住民税非課税世帯は1,000円(日・祝1,250円)、生活保護世帯は免除	1泊2日 6,000円 以後1日ごとに3,000円 ※住民税非課税世帯は1日1,500円、生活保護世帯は免除
	食事代1食 500円 おやつ代 100円	食事代1食 500円 (4歳未満は無料)	食事代 500円 おやつ代 100円 (4歳未満は無料)
	区内の学校・保育施設等からの送迎希望の場合は、交通費実費		
利用方法	事前に登録が必要。予約は2日前まで		
問合せ	みなと子育て応援プラザ「P o k k e」 TEL 6435-0411		

#### (5) 育児サポート子むすび (港区育児サポート事業)

保育場所	利用会員または協力会員の自宅
事業内容	育児に関するサポートを必要とする人(利用会員)と育児の手助けができる人(協力会員)とを結び、地域全体で子どもの成長を見守るファミリー・サポート・センター事業です。主に、保育園や学童クラブへの送迎、保育時間外や保護者外出時の一時保育などを行います。
対象	0歳～小学校6年生 ※区内在勤の方もご利用いただけます。
利用時間	通年 7時～20時 (2時間以内)
利用料金	1時間 800円
利用方法	事前に登録が必要
登録・問合せ	港区社会福祉協議会 地域福祉係 TEL 6230-0281

## (6) 乳幼児ショートステイ（麻布乳児院）

所在地	南麻布 5-1-20 TEL 3446-5361
事業内容	出産や介護、出張、病気、冠婚葬祭等により育児が困難になったときに、宿泊を伴ってお子さんをお預かりします。
対象	区内在住で 4 歳未満の乳幼児
利用時間	1 回につき原則 7 日以内（月 2 回まで）
利用料金	1 泊 2 日 6,000 円（以後 1 日ごとに 3,000 円） ※ 住民税非課税世帯は 1 日 1,500 円、生活保護世帯は免除。
申込み・問合せ	子ども家庭支援センター TEL 6400-0090

## (7) みなと保育サポート

定期利用保育の空きを利用して、スポット利用保育を実施しています。詳細については 27 ページをご覧ください。

## (8) 夏休み一時預かり事業

認可保育園及び港区保育室では、夏休みの一時預かり事業を実施しています。

対象	通常は幼稚園等に在園しており、夏休み期間に保育を必要とする児童 ※保育の必要事由が就労内定・求職での申込みはできません。また就労での申込みは月 48 時間以上の勤務実績が必要となります。
利用期間	幼稚園の夏休み開始日を含む月の翌月 1 日から夏休み終了まで (1 日から夏休み開始の場合はその日から利用できます)
利用料金	認可保育園保育料（19 ページ参照）に準じます。 保育料は月単位です。月の途中までの利用であっても 1 か月分の保育料がかかります。また、夏休み一時預かり事業は、20 ページに記載の区独自の保育料無料化の対象事業には該当しません。
利用調整	利用を希望する施設に空きがある場合、入園希望月の調整会議にて決定します。 また、月をまたいでの利用を希望する場合は、毎月申込みが必要となります。
提出書類	・利用申込書〔○〕 ・保育の必要性を証明する書類（10 ページ参照） ・夏休み期間が確認できるもの ※上記以外に必要なに応じて提出する書類があります。 ※〔○〕は区指定様式です。港区公式ホームページからダウンロードできます。
申込締切日	6 ページ参照
申込み・問合せ先	各総合支所区民課保健福祉係

## 病児・病後児保育室

病児・病後児保育室の所在地及び連絡先等は港区公式ホームページをご確認ください。

対 象	<p>生後6か月～小学校就学前で、次のいずれかに該当するお子さん</p> <p>① 区内在住で、認可保育園・認定こども園・港区保育室・認証保育所・東京都に届出済の認可外保育施設に在籍、又は小規模保育事業・居宅訪問型保育事業（ポピンズナニーサービス）・みなと保育サポート（定期利用）を利用している</p> <p>② 区外在住で、港区内の認可保育園・認定こども園・認証保育所に在籍している</p>
利 用 要 件	<p><b>【病児保育室】</b>            病中又は病気の回復期であり、集団保育が困難な場合</p> <p><b>【病後児保育室】</b>            病状がある程度安定し、病気の回復期であり、集団保育が困難な場合            ※病状によってはお預かりできないことがあります。</p>
利 用 時 間	8時30分～17時30分
利 用 料 金	区内在住者1日2,000円、区外在住者1日3,000円 （生活保護・住民税非課税世帯は利用料の免除制度があります）
休 業 日	土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
利 用 方 法	事前に登録をし、必要に応じその都度利用申込みが必要
登 録 方 法	<p>区内の認可保育園・認定こども園・港区保育室・認証保育所・小規模保育事業所に在籍中のお子さんは、通われている保育施設に申込みをしていただき、登録となります。</p> <p>その他の保育施設・事業所に在籍中の方は、下記問い合わせ先に連絡をしていただき、その後申請書等の必要書類を提出していただきます。</p>
問 合 せ 先	保育課 保育支援係 TEL 3578-2445

### <訪問型病児・病後児保育利用料助成制度>

お子さんが病気により保育園や小学校に登園・登校させることが困難な時期に、病児・病後児保育としてベビーシッター事業者を利用する保護者を対象に、利用に要した費用の一部を助成する制度があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

⇒問合せ 保育課 保育支援係 TEL 3578-2851

## 育児休業明け入所予約制度のご案内

港区では、年度途中で育児休業からの復職を予定している保護者の方を対象に、入所予約を実施しています。予約により入園できる時期は、満1歳の育児休業から復職する月の初日からとなります。

### 〈対象者〉 次の全てを満たす方が対象です。

- (1) 区内に住民登録があり、現に居住していること。
- (2) 平成29年5月1日から平成30年4月1日までに生まれたお子さんを養育していること。
- (3) 育児休業法その他の法令による育児休業を1年間取得し、お子さんの1歳の誕生日、またはその前日に復職すること。
- (4) 雇用保険法、その他の法令による育児休業給付金受給対象者であること。
- (5) 平成30年4月の入園申込みをしていないこと。(他区での申込みも含む)

※産休明けの保護者や、上記の(3)の復職日以外の育児休業取得者は対象になりません。

※平成29年5月1日生まれで平成30年4月30日に復職する場合は、通常の平成30年4月入園となります。  
また、平成30年4月1日生まれで平成31年4月1日に復職する場合は、通常の平成31年4月入園となります。

### ●実施園

区立認可保育園、芝浦アイランドこども園、港区保育室（愛宕、港南四丁目を除く）

※私立保育園、小規模保育事業所は対象外です。

### ●受入クラス及び受入予定数

0歳児クラス 各園2～3名

### ●申込受付期間、選考（抽選）日

対象児童の生年月日	申込受付期間	選考（抽選）日・内定発表日
平成29年5月1日 ～平成30年4月1日	平成30年3月5日（月） ～平成30年4月10日（火）	平成30年4月13日（金）

### ●申込方法

受 付 窓 口	各総合支所 区民課 保健福祉係（郵送不可） ※保育園、保育課では受付できません。
受 付 時 間	月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時30分～17時
提 出 書 類	<input type="checkbox"/> 育児休業明け入所予約申込書（区指定様式） <input type="checkbox"/> 10～11ページの提出書類一式 <input type="checkbox"/> 公共職業安定所の発行する「育児休業給付金受給決定通知書」の写し（公務員は健康保険証の写し） ※「決定通知書」がお手元がない方は、雇用保険加入者証又は雇用保険料の支払いがわかる給与明細等の写し

詳細については「平成30年度育児休業明け入所予約について（ごあんない）」をご覧ください。

「平成30年度育児休業明け入所予約について（ごあんない）」は、各総合支所区民課保健福祉係、実施園にあります。

また、港区公式ホームページからもダウンロードできます。